

平成 29 年台風 18 号により
被害を受けられた皆様へ
＜第 3 版＞
平成 29 年 10 月 5 日

掲載している内容は、平成 29 年 10 月 5 日時点のものです。今後、新たな支援制度の追加や内容の変更が生じる可能性がありますので、最新の情報につきましては、市ホームページをご確認いただくか、市民局にお問い合わせください。

京丹後市
(京丹後市災害復旧対策本部)

目 次

総合相談窓口の設置について…P3

証明書の発行について…P3～

罹災（りさい）証明書の発行	3
---------------	---

給付制度について…P6

京丹後市災害見舞金の支給	6
--------------	---

貸付制度について…P6～

くらしの資金貸付制度	6
生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	7
災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】	7

減免制度について…P9～

災害ごみの処理手数料の減免	9
清掃活動に使用した上下水道料金の減免	9
市税の減免	10
府税の減免等	12
国民健康保険税の減免	14
し尿処理手数料の減免	14
国民年金保険料の免除制度等	15
後期高齢者医療保険料減免制度	16
介護保険料減免制度	16
保育所保育料の減免	17
幼稚園保育料の減免	17
放課後児童クラブ利用料の減免	18
一時預かり事業保育料の減免	18
幼稚園預かり保育料の減免	19

補助制度について…P19～

小規模災害復旧事業	19
地域力再生プロジェクト支援事業交付金【京都府】	20
災害土砂等撤去事業	21
地域再建被災者住宅等支援補助金	22
地域再建被災者住宅等利子補給補助金	23

事業者向け支援制度について…P24～

被災中小企業者等災害復旧融資支援事業	24
中小企業等復興支援事業補助金【京都府】	25
被災中小企業者等設備更新等支援事業	25

農業関係支援制度について…P26～

農業者等生産設備等再建支援事業	26
京都米生産確保緊急支援対策事業	27
野菜等生産確保緊急支援対策事業	27
宇治茶生産確保緊急支援対策事業	28
家畜飼料作物生産確保緊急支援対策事業	28
農業災害利子補給助成事業	29
有害鳥獣防除施設復旧緊急支援事業	29

その他…P30

床下等の消毒業務	30
被災者の健康相談	30

総合相談窓口の設置について

台風 18 号により被災した方に安心して暮らせる生活を一日も早く取り戻していただくため、各市民局に総合相談窓口を設置しています。お困りのことがありましたら、下記へご相談ください。

総合相談窓口

峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712）
網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714）
弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716）

証明書の発行について

制度名称	罹災（りさい）証明書の発行
支援の内容	家屋の被害、自動車や家財などの被害に対して所有者の方に、また店舗等被災された中小企業者等に証明書を発行します。保険金請求や各種支援制度利用のために必要となる証明書です。 発行手数料：無料
手続方法	「罹災証明願」に必要事項を記入し、災害状況が分かる写真を添えて市民局窓口に提出し証明を受けてください。
問い合わせ先	峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712） 網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714） 弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716）

<罹災証明願 記載例>

一般用

平成〇〇年〇月〇〇日

京丹後市長 三崎 政直 様

住所 京丹後市〇〇〇〇〇〇〇〇番地

氏名 〇〇〇〇〇 印

罹 災 証 明 願

私所有の下記物件について、罹災証明をお願いします。

記

1 種類	木造瓦葺二階建家屋
2 所在地	〇〇〇〇〇〇〇番地
3 罹災日時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時〇分頃
4 罹災原因	台風 18 号の大雨による
5 罹災状況	台風 18 号の大雨により、住居が床上（床下）浸水した。

罹 災 証 明 書

上記のとおり自然災害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

京丹後市長 三崎 政直 印

罹災物件の所有者名(名義人)でお書きください。

証明は、現場確認または写真添付等証拠書類を原則とします。

< 罹災証明願 記載例 >

中小企業者等用

		平成〇〇年〇月〇〇日
京丹後市長 三崎 政直 様		
住 所	京丹後市	〇〇〇〇〇〇〇〇番地
事業所名	京丹後商店	
代表者氏名	〇〇〇〇〇	印
罹 災 証 明 願		
下記物件について、罹災証明をお願いします。		
	記	事務所・工場・車庫・倉庫
1 種類	店舗	
2 所在地	〇〇〇〇〇〇〇番地	
3 罹災日時	平成〇〇年〇月〇日 午前〇時〇分頃	
4 罹災原因	台風 18 号の大雨による	
5 罹災状況	台風 18 号の大雨により、店舗が浸水した。	
罹 災 証 明 書		
上記のとおり自然災害を受けたことを証明する。		
平成 年 月 日		
京丹後市長 三崎 政直		印

給付制度について

制度名称	京丹後市災害見舞金の支給				
支援の内容	<p>住家が床上浸水、全壊、半壊、または非住家が全壊、半壊の被害を受けた世帯主に対し、市の調査に基づき決定し、支給します。</p> <p>支給額</p> <table border="1"> <tr> <td>住家</td> <td> 全壊・流失：5万円 半壊：3万円 床上浸水：2万円 </td> </tr> <tr> <td>非住家</td> <td> 全壊・流失：3万円 半壊：2万円 </td> </tr> </table>	住家	全壊・流失：5万円 半壊：3万円 床上浸水：2万円	非住家	全壊・流失：3万円 半壊：2万円
住家	全壊・流失：5万円 半壊：3万円 床上浸水：2万円				
非住家	全壊・流失：3万円 半壊：2万円				
対象者	台風 18 号により被災された方				
手続方法	市の調査に基づき決定し、支給します。				
問い合わせ先	生活福祉課（電話：69-0310）				

貸付制度について

制度名称	くらしの資金貸付制度
支援の内容	<p>一時的に生活が不安定な低所得世帯等に対し、くらしのために緊急に必要な資金の貸付けを行い、世帯の自立更生および生活意欲の促進を図ることを目的とした貸付事業です。無利子、無担保で償還は一時払いと分割払いがあります。</p> <p>貸付限度額: 20 万円 (10 万円を超える申請は連帯保証人 1 人が必要) 貸付期間: 3 年 8 月以内 (10 万円以下の借り入れの場合は 2 年以内) 据置期間: 4 カ月以内</p>
対象者	一時的に生活が不安定な低所得世帯等
手続方法	<p>寄り添い支援総合サポートセンターへご相談ください。</p> <p>申請時に必要なもの：印鑑</p>
問い合わせ先	<p>寄り添い支援総合サポートセンター</p> <p>(電話：0120-125-294)</p>

制度名称	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】
	<p>災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸し付けを行います。</p> <p>対象：被災した住宅の復旧および家財の購入、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫などの復旧に必要な臨時的費用</p> <p><貸付利子></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人がある方：無利子 ・連帯保証人がいない方：年 1.5%
対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、資金の貸し付けと民生委員による相談支援を受けることにより、生活の自立と安定を目指す世帯
手続方法	社会福祉協議会へご相談ください。
問い合わせ先	京丹後市社会福祉協議会（電話：65-2100）

制度名称	災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】																									
支援の内容	<p>融資額は、各所要額の合計額または次表の合計額のいずれか低い金額が限度となります（10万円以上10万円単位）。</p> <p>※詳しくは住宅金融支援機構にご確認ください。</p> <p>(1) 建設</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>整地資金</th> <th>建設資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,650万円</td> <td>970万円</td> <td>440万円</td> <td>510万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 購入</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の区分</th> <th>基本融資額 (購入資金)</th> <th>特例加算額 (購入資金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新築住宅</td> <td>2,620万円</td> <td rowspan="3">510万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リ・ユース (中古)住宅</td> <td>リ・ユース(中古) 住宅等</td> <td>2,320万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース(中古) 住宅プラス等</td> <td>2,620万円</td> </tr> </tbody> </table>	基本融資額			特例加算額	建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金	1,650万円	970万円	440万円	510万円	住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)	新築住宅		2,620万円	510万円	リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古) 住宅等	2,320万円	リ・ユース(中古) 住宅プラス等	2,620万円
基本融資額			特例加算額																							
建設資金	土地取得資金	整地資金	建設資金																							
1,650万円	970万円	440万円	510万円																							
住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)																							
新築住宅		2,620万円	510万円																							
リ・ユース (中古)住宅	リ・ユース(中古) 住宅等	2,320万円																								
	リ・ユース(中古) 住宅プラス等	2,620万円																								

	<p>(3) 補修</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> </tr> <tr> <td>補修資金</td> <td>整地資金</td> <td>引方移転資金</td> </tr> <tr> <td>730 万円</td> <td>440 万円</td> <td>440 万円</td> </tr> </table>	基本融資額			補修資金	整地資金	引方移転資金	730 万円	440 万円	440 万円	
基本融資額											
補修資金	整地資金	引方移転資金									
730 万円	440 万円	440 万円									
対象者	<p>以下のすべてに当てはまる方</p> <p>(1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方</p> <table border="1"> <tr> <td>建築 新築住宅購入 リ・ユース（中古） 住宅購入</td> <td>住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付をされている方（「一部損壊」を除きます）</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方</td> </tr> </table> <p>※「罹災証明書」の発行についてはP3をご覧ください。</p> <p>(2) ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修する方</p> <p>(3) 年収に占める全ての借り入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方</p> <table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400 万円未満</td> <td>400 万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(4) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方</p>	建築 新築住宅購入 リ・ユース（中古） 住宅購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付をされている方（「一部損壊」を除きます）	補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方	年収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下
建築 新築住宅購入 リ・ユース（中古） 住宅購入	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付をされている方（「一部損壊」を除きます）										
補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」を交付されている方										
年収	400 万円未満	400 万円以上									
総返済負担率	30%以下	35%以下									
手続方法	<p>郵送により機構本店郵送申込係にお申し込みください。</p> <p>※契約や返済等の手続きは、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。</p>										
その他	<p>借入申込時の年齢が満 60 歳以上の方が対象となる災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）もあります。</p>										
問い合わせ先 申込関係書類の 請求先	<p>住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）</p> <p>電 話：0120-086-353</p> <p>受付時間：9：00～17：00 ※土日も対応 （祝日および年末年始を除く）</p>										

減免制度について

制度名称	災害ごみの処理手数料の減免
支援の内容	峰山クリーンセンターや最終処分場（峰山、大宮、網野、久美浜）に持ち込まれる住居部分から排出される災害ごみの処分費用を減免します。 ※台風被害によりごみになった物だけが引き取りの対象です。
対象者	台風 18 号により被災された方
手続方法	「一般廃棄物手数料減免申請書」に必要事項を記入し、市民局窓口へ提出。交付される減免許可証を処分場に持参してください。
問い合わせ先	峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712） 網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714） 弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716） 市民環境課（電話：69-0210）

制度名称	清掃活動に使用した上下水道料金の減免
支援の内容	台風 18 号により家屋が全半壊または床下浸水以上の被害を受けたご家庭（店舗等の事業所を含む）の水道使用水量・下水道使用水量の前年同月を超えた分について減免します。 対 象 家屋が半壊以上の被害を受けた建物の使用水量 家屋が床下浸水以上の被害を受けた建物の使用水量 対象使用月 9 月使用水量分（11 月請求の水道料金・下水道使用料金分） 10 月使用水量分（12 月請求の水道料金・下水道使用料金分） 対象水量 前年同月と比較して、超過した水量 ※使用水量が前年同月を下回る場合は該当になりません。
手続方法	対象となるご家庭へ申請書を送付しますので、市民局窓口または上下水道お客様センターへ提出してください。
問い合わせ先	水道整備課(電話：69-0580) 上下水道お客様センター(電話：69-0540)

制度名称	市税の減免																								
支援の内容	<p>災害により所有する住宅等に被害を受けた場合は、個人市府民税、固定資産税について損害の程度に応じて申請に基づき減免を受けることができます。</p> <p>個人市府民税</p> <p>被災者（控除対象配偶者または被扶養親族を含む）が所有されている住宅または家財につき、災害により受けた損害の程度（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く）並びに平成 29 年度合計所得金額の状況に応じて、次の割合により軽減または免除を受けることができます。</p> <p>軽減・免除の割合</p> <table border="1" data-bbox="496 884 1366 1182"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害の程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>3/10 以上 5/10 未満</th> <th>5/10 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下であるとき</td> <td>1/2</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>750 万円以下であるとき</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以下であるとき</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3/10 以上の損害の程度とは、床上浸水以上を想定しています。</p> <p>減免対象期間：災害発生～平成 30 年 3 月 31 日</p> <p>固定資産税</p> <p>被災者が所有されている固定資産につき、次表の各号の損害の程度により、被災したそれぞれの資産に限り軽減または免除を受けることができます。</p> <p>(1) 宅地および農地</p> <table border="1" data-bbox="501 1570 1361 1957"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害面積が 8/10 以上であるとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 6/10 以上 8/10 未満であるとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 4/10 以上 6/10 未満であるとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>被害面積が 2/10 以上 4/10 未満であるとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度 合計所得金額	減免の割合		3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上	500 万円以下であるとき	1/2	10/10	750 万円以下であるとき	1/4	1/2	1,000 万円以下であるとき	1/8	1/4	損害の程度	減免の割合	被害面積が 8/10 以上であるとき	10/10	被害面積が 6/10 以上 8/10 未満であるとき	8/10	被害面積が 4/10 以上 6/10 未満であるとき	6/10	被害面積が 2/10 以上 4/10 未満であるとき	4/10
損害の程度 合計所得金額	減免の割合																								
	3/10 以上 5/10 未満	5/10 以上																							
500 万円以下であるとき	1/2	10/10																							
750 万円以下であるとき	1/4	1/2																							
1,000 万円以下であるとき	1/8	1/4																							
損害の程度	減免の割合																								
被害面積が 8/10 以上であるとき	10/10																								
被害面積が 6/10 以上 8/10 未満であるとき	8/10																								
被害面積が 4/10 以上 6/10 未満であるとき	6/10																								
被害面積が 2/10 以上 4/10 未満であるとき	4/10																								

	<p>※被害面積については、流失、崩落、陥没、土砂流入のあった面積とします。(農地については、土砂流入を除きます)</p> <p>(2) 家屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>主要構造部が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 宅地および農地以外の土地については、「(1) 宅地および農地」の区分に準じます。</p> <p>(4) 償却資産については、「(2) 家屋」の区分に準じます。</p> <p>減免対象期間：災害発生～平成30年3月31日</p>	損害の程度	減免の割合	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	10/10	主要構造部が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10	下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10
損害の程度	減免の割合										
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	10/10										
主要構造部が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、家屋の価格の6/10以上の価値を減じたとき	8/10										
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10										
下壁、畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10										
対象者	被災者（市税納税義務者）										
手続方法	<p>下記の書類を税務課または市民局窓口へ提出してください。</p> <p><申請に必要なもの></p> <p>市府民税の場合：市税等減免申請書、罹災証明書</p> <p>固定資産税の場合：固定資産税減免申請書、罹災証明書</p> <p>※罹災証明書は写しでも可。罹災証明が出ない場合は、被害状況が確認できるもの（写真等）</p> <p>申請期限：平成29年11月30日</p>										
問い合わせ先	税務課（電話：69-0180）										

制度名称	府税の減免等
支援の内容	<p data-bbox="469 405 769 443">自動車関係税の減免等</p> <p data-bbox="469 454 753 488">1 自動車税の減免等</p> <p data-bbox="496 501 959 535">(1) 被災した自動車を廃車する場合</p> <p data-bbox="528 548 1362 678">自動車を廃車（＝抹消登録）すれば、翌月分以降の税額が月割りで減額されます。なお、自動車の所在不明などの事情により廃車ができない場合でも、減額の対象となる場合があります。</p> <p data-bbox="496 692 1075 725">(2) 被災した自動車を修理して使用する場合</p> <p data-bbox="528 739 1362 918">自動車のエンジンなどに被害を受け、修理しなければ使用できなくなった場合、減免する制度があります。減免を受けられる割合は、修理に要した期間により異なります。（16 日未満は切捨てとなります）</p> <p data-bbox="528 931 1118 965">申請期限：修理が完了した日から 2 カ月以内</p> <p data-bbox="469 978 782 1012">2 自動車取得税の減免</p> <p data-bbox="528 1025 1362 1252">滅失または損壊した自動車（被災自動車）に代わる自動車（代替自動車）を 6 カ月以内に取得したと認められる場合で一定の要件を満たせば、代替自動車（軽自動車含む）の自動車取得税を減免する制度があります。減免を受けられる金額は、被災自動車の被災前日時点の価格に応じて決まります。</p> <p data-bbox="528 1265 1362 1299">申請期限：代替自動車の登録時（災害のあった日から 6 カ月以内）</p> <p data-bbox="528 1312 1362 1397">※自動車取得税を納付されている場合でも、要件に該当すれば還付されます。</p> <p data-bbox="469 1456 710 1494">個人事業税の減免</p> <p data-bbox="469 1507 1362 1637">1 事業用資産に一定以上の損害を受けた場合、減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被害の程度などにより異なります。</p> <p data-bbox="469 1650 1362 1830">2 被災による傷病のため病院に入院し事業を休止した場合、減免する制度があります。減免を受けられる割合は、事業を休止した期間により異なります。事業主の扶養親族が入院した場合や、事業主が自宅で療養した場合でも対象となる場合があります。</p> <p data-bbox="469 1888 727 1926">不動産取得税の減免</p> <p data-bbox="469 1939 1362 2024">1 取得から 3 カ月以内の不動産が滅失または損壊した場合、減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被災の程度により異なり</p>

	<p>ます。</p> <p>2 滅失または損壊した不動産に代わるものとして、3 年以内に不動産（代替不動産）を取得したと認められる場合、減免する制度があります。減免を受けられる割合は、被災の程度により異なります。</p> <p>納税の猶予</p> <p>災害により、一時に納税が出来ない場合、一定期間（最長 1 年以内）納税を猶予する制度があります。</p> <p>その他</p> <p>いずれの制度も申請が必要です。申請期限は制度により異なりますので、早めに京都府丹後広域振興局税務室にご相談ください。また、納付・申告等の期限延長や個人の府民税の減免制度があります。</p>
対象者	被災者（京都府税納税義務者）
手続方法	下記の書類を丹後広域振興局税務課へ提出してください。 申請に必要なもの：減免申請書、罹災証明書（原則原本、原本が提出できない場合は事前相談要）、その他必要書類
問い合わせ先	京都府丹後広域振興局税務課（電話：0772-62-4303）

制度名称	国民健康保険税の減免	
支援の内容	災害により居住する住宅または家財について、次表の損害の程度により、納期が来ていない税額の軽減または免除を受けることができます。	
	損害の程度	減免の割合
	住居の全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	10/10
	住居の主要構造部が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で家屋の価格の 6/10 以上の損害を受けたとき	8/10
	住居の屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で家屋の価格の 4/10 以上 6/10 未満の損害を受けたとき	6/10
	住居の下壁、畳等に損傷を受け、修理または取替を必要とする場合で、家屋の価格の 2/10 以上 4/10 未満の損害を受けたとき	4/10
	減免対象期間 ：災害発生～平成 30 年 4 月 2 日	
対象者	床上浸水以上の被災者のうち国民健康保険加入者	
手続方法	下記の書類を税務課または市民局窓口へ提出してください。 申請に必要なもの：市税等減免申請書、罹災証明書 申請期限 ：平成 29 年 11 月 30 日	
問い合わせ先	税務課（電話：69-0180）	

制度名称	し尿処理手数料の減免	
支援の内容	災害により浸水被害を受けた世帯のし尿処理手数料を減免します。 ◇減免割合 床上浸水：10/10 床下浸水：1/2	
対象者	災害により浸水被害を受けた世帯	
手続方法	市民局または衛生センターにご相談ください。 ※既に市民局または衛生センターへ災害による浸水の報告をいただいている世帯については、後日、減免申請書を郵送します。	
問い合わせ先	竹野川衛生センター（電話：65-2836）	

制度名称	国民年金保険料の免除制度等
支援の内容	<p>◇免除制度</p> <p>平成29年台風18号による大雨により、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者については、申請により国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）が免除される制度があります。対象は被保険者本人・配偶者・世帯主の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。</p> <p>◇免除期間</p> <p>平成29年8月分～平成31年6月分</p> <p>※平成30年7月分以降については、改めて免除申請が必要です。</p> <p>※保険料納付済み期間の免除は認められません。</p> <p>◇年金手帳・年金証書等の再発行</p> <p>風水害等の災害で年金手帳や年金証書等を紛失・毀損等された場合は、再発行申請ができます。</p>
対象者	被災者（国民年金第1号被保険者である本人・配偶者・世帯主） ※ただし学生は除く
手続方法	保険事業課または市民局窓口にて下記の書類を提出してください。 <申請に必要なもの> 国民年金保険料納付免除・納付猶予申請書、国民年金老齢福祉年金被災状況届、罹災証明書
問い合わせ先	保険事業課（電話：69-0220） 日本年金機構 舞鶴年金事務所 国民年金課（電話：0773-76-8826）

制度名称	後期高齢者医療保険料減免制度
支援の内容	<p>後期高齢者医療保険加入者またはその属する世帯の世帯主が、災害により住宅・家財等の財産に著しい損害を受けた場合、申請により後期高齢者医療保険料の減免を行います。</p> <p>◇減免期間 申請日にかかわらず平成 29 年 9 月分～平成 30 年 8 月分</p> <p>◇減免割合 全壊：10/10 大規模半壊：7/10 半壊・床上浸水：1/2</p>
対象者	<p>後期高齢者医療保険加入の被災者 (前年度の世帯所得合計額が 1,000 万円以下である者に限る)</p>
手続方法	<p>保険事業課または市民局窓口で申請してください。申請期間は災害の発生した日から 1 年間です。</p> <p>※罹災状況の把握ができ次第、対象者へ減免申請書を送付します。</p> <p><申請に必要なもの> 罹災証明書、印鑑、被保険者証または保険料通知書</p>
問い合わせ先	<p>保険事業課（電話：69-0220） 京都府後期高齢者医療広域連合業務課（電話：075-344-1219）</p>

制度名称	介護保険料減免制度
支援の内容	<p>第 1 号被保険者（65 歳以上の方）またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合、介護保険料（第 1 号被保険者の保険料）の減免をします。</p> <p>◇減免割合 全壊：10/10、半壊・床上浸水：1/2</p>
対象者	住居が全壊、半壊、床上浸水した 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）
手続方法	<p>罹災状況の把握ができ次第、対象者へ減免申請書を送付します。</p> <p>受付期間の平成 30 年 3 月 30 日までに、減免申請書に必要事項を記入し、長寿福祉課または市民局窓口へ提出してください。</p> <p>※罹災物件の所有者が 65 歳以下の方で、世帯分離をしている 65 歳以上の方は、減免の対象になりません。</p>
問い合わせ先	長寿福祉課（電話：69-0330）

制度名称	保育所保育料の減免						
支援の内容	<p>◇減免制度</p> <p>市内在住で、保育所を利用している児童の保護者が居住の用に供している家屋の被害が床上浸水以上である世帯については、保育所保育料を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇減免期間</p> <p>平成 29 年 10 月分～平成 30 年 3 月分までの 6 カ月</p>	被害程度	減免割合	全壊	10/10	半壊・床上浸水	1/2
被害程度	減免割合						
全壊	10/10						
半壊・床上浸水	1/2						
対象者	保育所を利用している児童の保育料納入義務者						
手続方法	子ども未来課へ申請してください。 申請時に必要なもの：申請書・印鑑						
問い合わせ先	子ども未来課（電話：69-0340）						

制度名称	幼稚園保育料の減免						
支援の内容	<p>◇減免制度</p> <p>市内在住で、公立幼稚園に入園している園児の保護者が居住の用に供している家屋の被害が床上浸水以上である世帯については、幼稚園保育料を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇減免期間</p> <p>平成 29 年 10 月分～平成 30 年 3 月分までの 6 カ月</p>	被害程度	減免割合	全壊	10/10	半壊・床上浸水	1/2
被害程度	減免割合						
全壊	10/10						
半壊・床上浸水	1/2						
対象者	公立幼稚園を利用している園児の保育料納入義務者						
手続方法	子ども未来課へ申請してください。 申請時に必要なもの：申請書・印鑑						
問い合わせ先	子ども未来課（電話：69-0340）						

制度名称	放課後児童クラブ利用料の減免						
支援の内容	<p>◇減免制度</p> <p>市内在住で、放課後児童クラブを利用している児童の保護者が居住の用に供している家屋の被害が床上浸水以上である世帯については、放課後児童クラブ利用料を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇減免期間</p> <p>平成 29 年 10 月分～平成 30 年 3 月分までの 6 カ月</p>	被害程度	減免割合	全壊	10/10	半壊・床上浸水	1/2
被害程度	減免割合						
全壊	10/10						
半壊・床上浸水	1/2						
対象者	放課後児童クラブを利用している児童の利用料納入義務者						
手続方法	子ども未来課へ申請してください。 申請時に必要なもの：申請書・印鑑						
問い合わせ先	子ども未来課（電話：69-0340）						

制度名称	一時預かり事業保育料の減免						
支援の内容	<p>◇減免制度</p> <p>一時預かり事業利用児童の保護者が居住の用に供している家屋の被害が床上浸水以上である世帯については、被災日以降の一時預かり事業保育料を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇減免期間</p> <p>平成 29 年 9 月 19 日～平成 30 年 3 月分までの約 6 カ月</p>	被害程度	減免割合	全壊	10/10	半壊・床上浸水	1/2
被害程度	減免割合						
全壊	10/10						
半壊・床上浸水	1/2						
対象者	一時預かり事業を利用した児童の保育料納入義務者						
手続方法	子ども未来課へ申請してください。 申請時に必要なもの：申請書・印鑑						
問い合わせ先	子ども未来課（電話：69-0340）						

制度名称	幼稚園預かり保育料の減免						
支援の内容	<p>◇減免制度</p> <p>市内在住で、公立幼稚園に入園し、預かり保育事業を利用している園児の保護者が居住の用に供している家屋の被害が床上浸水以上である世帯については、幼稚園預かり保育料を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>半壊・床上浸水</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇減免期間</p> <p>平成 29 年 10 月分～平成 30 年 3 月分までの 6 カ月</p>	被害程度	減免割合	全壊	10/10	半壊・床上浸水	1/2
被害程度	減免割合						
全壊	10/10						
半壊・床上浸水	1/2						
対象者	預かり保育事業を利用している園児の保育料納入義務者						
手続方法	子ども未来課へ申請してください。 申請時に必要なもの：申請書・印鑑						
問い合わせ先	子ども未来課（電話：69-0340）						

補助制度について

制度名称	小規模災害復旧事業
支援の内容	<p>農地、農業用施設、林道施設の被災に対して復旧のための経費を助成します。</p> <p>(1) 補助基準</p> <p>補助対象事業費の 10/10</p> <p>ただし、原材料経費または機械経費のみの場合の補助金は 30 万円を上限とし、原材料経費および機械経費を含む場合の補助金は 40 万円を上限とします。なお、補助額については、被災状況を確認の上、市で検討させていただきます。※被害の大きいものについては、国庫災害復旧事業等の対応を市で検討します。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>①原材料経費</p> <p>②機械経費（オペレーター経費および燃料費を除く）</p>
対象者	農会・自治会等
手続方法	手続きについては、市から連絡させていただきます。
問い合わせ先	農林整備課（電話：69-0430）

制度名称	地域力再生プロジェクト支援事業交付金 「台風18号被災地支援事業」【京都府】									
支援の内容	<p>京都府では、この度の台風18号による府内の被災地および被災者を、NPO法人や自治会等の民間団体が主体となって支援する活動について、地域力再生プロジェクト支援事業交付金を活用して支援することとし、<u>10月31日（火）まで</u>、申請を受け付けます。</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>災害発生日（9月17日）以降に、府内の地域団体（町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA等）が主体的に行う被災地支援活動</p> <p>＜対象事業例＞</p> <p>災害で発生した土砂・がれきの除去、被災家屋等の清掃作業、被災者への心理ケアの実施 など</p> <p>(2) 対象経費 事業費30万円の範囲内</p> <p>＜対象経費例＞</p> <p>ブラシ・スコップ等の資材や軍手・長靴等の消耗品代、がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費、ボランティアの募集チラシ、ボランティア保険料、専門家への謝礼や被災地への交通費、チラシ印刷代、支援物資の送料 など</p> <p>(3) 補助率の内訳</p> <table border="1" data-bbox="469 1281 1362 1429"> <tr> <td></td> <td>京都府</td> <td>京都府市町村振興協会</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>事業費の2/3</td> <td>事業費の1/3以内</td> </tr> <tr> <td>交付金上限額</td> <td>20万円以内</td> <td>10万円以内</td> </tr> </table> <p>※京丹後市制度「災害土砂等撤去事業」（P21参照）との併用が可能です。<u>京都府制度を優先して利用してください。</u></p>		京都府	京都府市町村振興協会	補助率	事業費の2/3	事業費の1/3以内	交付金上限額	20万円以内	10万円以内
	京都府	京都府市町村振興協会								
補助率	事業費の2/3	事業費の1/3以内								
交付金上限額	20万円以内	10万円以内								
対象者	府内の地域団体（町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA等）									
手続方法	申請書を府丹後広域振興局へ提出してください。 ※申請書は市民局、生活福祉課に設置しています。									
問い合わせ先	府丹後広域振興局 企画総務部 企画振興室（電話 0772-62-4300） 府民生活部 府民力推進課 地域力再生担当（電話 075-414-4452） 京丹後市役所生活福祉課（電話：69-0310）									

制度名称	災害土砂等撤去事業
支援の内容	<p>台風 18 号の暴風雨災害により、個人住宅および地区集会施設等に流入した土砂等を地区等が撤去し、処分する場合の費用の一部を助成します。</p> <p>◇土砂等の撤去の条件（1～3の全てを満たすもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 台風 18 号による自然災害に起因するもの 2. 住居、生活関連施設および地区所有施設等内にあるものであること <ol style="list-style-type: none"> (ア) 住居 住民が日常生活を営む本拠地として使用する住宅をいう (イ) 生活関連施設 住居の敷地および住居に接続し、生活を維持する上で必要不可欠な道路、水路等をいう (ウ) 地区所有施設等 地区が所有もしくは管理している地区集会施設、広場等 3. 地区等が実施したものであること <p>◇補助基準 補助経費は対象経費の 2 分の 1（限度額 30 万円）</p> <p>◇補助対象経費 重機、運搬車両の借上料（回送費、オペレーター代を含む） ※京都府の地域再生プロジェクト支援事業交付金「台風 18 号被災地支援事業」（P20 参照）との併用が可能です。京都府制度を優先し、事業費に残額がある場合に、当制度を利用してください。</p>
対象者	土砂崩れ等、浸水による土砂の被害があった住宅のある地区等（自治区およびその連合組織を含む）または自主防災組織に補助します。
手続方法	<p>補助金実績報告書および次の添付書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域および箇所図 ・土砂撤去作業施工前（被災状況、土砂撤去前）の現場写真 ・土砂撤去作業施工後（土砂撤去後）の現場写真 ・経費の内訳の分かるもの、領収書等 <p>※各市民局へご相談ください。</p>
問い合わせ先	<p>峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712） 網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714） 弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716） 生活福祉課（電話：69-0310）</p>

制度名称	地域再建被災者住宅等支援補助金									
支援の内容	<p>台風 18 号災害により、住宅に被害を受けた市民が行う被災住宅の再建等を支援します。</p> <p>補助率：住宅再建経費の 1/3（補助限度額あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>被災住宅の再建方法</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半壊</td> <td>建替え・購入・補修</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊・床上浸水</td> <td>建替え・購入・補修</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：住宅の再建経費 被災住宅の再建等（建替え、購入、補修、賃借）経費等</p> <p>B：住宅再建関連経費 被災住宅の清掃、家具、家電製品購入費等被災住宅の清掃費（5万円を限度）</p> <p>補助金額=A+B（補助限度額を上限）</p>	被害区分	被災住宅の再建方法	補助限度額	半壊	建替え・購入・補修	150 万円	一部損壊・床上浸水	建替え・購入・補修	50 万円
被害区分	被災住宅の再建方法	補助限度額								
半壊	建替え・購入・補修	150 万円								
一部損壊・床上浸水	建替え・購入・補修	50 万円								
対象者	<p>市内の住宅に自ら居住し被害を受けた者</p> <p>市内で住宅の再建をして引き続き居住しようとする者</p>									
手続方法	<p>補助金交付申請書および次の添付書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・支援対象経費の額が確認できる書類 ・その他必要書類 									
問い合わせ先	<p>峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712）</p> <p>網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714）</p> <p>弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716）</p> <p>生活福祉課（電話：69-0310）</p>									

制度名称	地域再建被災者住宅等利子補給補助金
支援の内容	<p>台風 18 号災害により、住宅に被害を受けた市民が、被災住宅の再建に要する資金を住宅金融支援機構の災害融資（P7 参照）を借り入れた時、利子を補助します。</p> <p>◇住宅金融支援機構の災害融資（建設・改良資金の借り入れ）に対する利子補給</p> <p>補助率：10／10</p> <p>期 間：60 カ月</p>
対象者	台風 18 号災害で自ら居住する住宅の再建のため資金を住宅金融支援機構から借り入れた者
手続方法	補助金交付申請書および借入金融機関の証明書を提出してください。
問い合わせ先	<p>峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712）</p> <p>網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714）</p> <p>弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716）</p> <p>生活福祉課（電話：69-0310）</p>

事業者向け支援制度について

制度名称	被災中小企業者等災害復旧融資支援事業
支援の内容	<p>平成 29 年台風 18 号により被災した中小企業者等の迅速な事業再開を緊急に支援するため、京都府の災害対策緊急融資、または、日本政策金融公庫の災害貸付等を利用した場合に支払う信用保証料および利子の一部について補助金を交付します。</p> <p>【対象融資】 京都府の平成 29 年台風 18 号災害対策緊急融資、または、日本政策金融公庫の災害貸付等が対象となります。平成 29 年 9 月 17 日から平成 30 年 3 月 31 日までに利用された融資で証書貸付に限ります。</p> <p>【支援の内容】</p> <p>(1) 信用保証料補助 信用保証協会の保証を受け、事業者が支払った信用保証料の 2 分の 1 以内の額</p> <p>(2) 利子補給 対象融資の 12 回目までの支払利息の全額、13 回目から 60 回目までの支払利息の 2 分の 1 以内の額</p> <p>[参考] 京都府および日本政策金融公庫の災害関連融資制度</p> <p>① 京都府の平成 29 年台風 18 号災害対策緊急融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の用途：運転資金、設備資金 ・ 融資限度額：有担保 2 億円、無担保 8,000 万円 ・ 融資期間等：最長 10 年（据置 2 年以内） ・ 融資利率：年 0.9%（固定金利） <p>② 日本政策金融公庫の災害貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資限度額：公庫が実施する融資制度の限度額に 3,000 万円上乘せ ・ 融資期間等：公庫が実施する融資制度の返済期間以内
対象者	平成 29 年台風 18 号により被災した京丹後市に事業所を有する法人・個人事業者のうち、本市が発行する罹災（被災）証明を受けている方で、市税等の滞納がない方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	商工振興課（電話：69-0440）

制度名称	中小企業等復興支援事業補助金【京都府】
支援の内容	平成 29 年台風 18 号により被災した中小企業者等の一日も早い事業再開・再生、売上回復に繋がる事業を支援します。 (1) 大規模な設備更新に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金：10 万円以上 100 万円以内 ・補助率：対象経費の 15%以内 ・対象経費：台風 18 号により被災した設備等の更新、施設修繕 (2) 小規模な機器の修繕等に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金：10 万円以内 ・補助率：対象経費の 1/2 以内 ・対象経費：台風 18 号により被災した機器等の修繕、売上回復に繋がる復旧セール開催など
対象者	平成 29 年台風 18 号により被災した府内に事業所を有する中小企業等のうち、本市が発行する罹災証明を受けている方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	京丹後市商工会 (62-0342)

制度名称	被災中小企業者等設備更新等支援事業
支援の内容	平成 29 年台風 18 号により被災した中小企業者等の迅速な事業再開を緊急に支援するため、京都府が実施する中小企業等復興支援事業補助金（上記）に併給する制度を創設します。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金：10 万円以上 100 万円以内 ・補助率：補助対象経費の 15%以内 ・対象経費：台風 18 号により被災した設備等の更新に要する経費 ※京都府制度とあわせて申請していただくことで、20 万円以上 200 万円以内の補助金を受けていただくことができます。（補助率は補助対象経費の 30%以内）
対象者	平成 29 年台風 18 号により被災した京丹後市に事業所を有する法人・個人事業者のうち、本市が発行する罹災（被災）証明を受けている方で、市税等の滞納がない方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	京丹後市商工会 (62-0342)、商工振興課 (電話：69-0440)

農業関係支援制度について

制度名称	農業者等生産設備等再建支援事業
支援の内容	<p>台風 18 号により被害を受けた農業用機械、飼料生産用機械の再取得、パイプハウスの再建等のための経費に対し助成します。</p> <p>【対象経費】 農業用機械、飼料生産用機械の再取得、パイプハウスの再建等に要する経費。</p> <p>【支援の内容】</p> <p>(1) 農業機械等再取得 助成対象事業（30 万円以上）に要する経費に 10 分の 3 を乗じて得た額で 90 万円を限度とする。ただし、耐用年数を経過した機械等の再取得は除く。</p> <p>(2) パイプハウスの再建等 事業費の 2 分の 1 以内（補助限度額なし） ※いずれも受益者が共済に加入しており、共済金が支払われる場合は、共済金と補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行います。</p>
対象者	<p>農業機械等の再取得は市内に住所を有する販売農家、パイプハウスの再建等は 3 戸以上の農業者が組織する団体等で市税等の滞納がない方</p> <p>※販売農家とは、経営面積が 30a 以上か農産物販売額が 50 万円以上の農家</p>
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課（電話：69-0410）

制度名称	京都米生産確保緊急支援対策事業
支援の内容	<p>台風 18 号により稲わらの流入被害を受けた水田について、次年度の再生産につながるよう、土壌改良剤、堆肥の投入のための経費に対し助成します。</p> <p>【対象経費】 稲株や流入してきた有機物を腐熟させる石灰窒素や、土壌改良資材の購入に要する経費。（有機物腐熟促進肥料（石灰窒素）、土づくり肥料、堆肥）</p> <p>【支援の内容】 購入経費の2分の1または次の事業費限度額に受益面積を乗じた額の2分の1のいずれか低い額（事業費限度額 10a あたり 4,000 円）</p>
対象者	<p>市内に住所を有する販売農家、または3戸以上の農業者が組織する団体等で市税等の滞納がない方</p> <p>※販売農家とは、経営面積が30a以上か農産物販売額が50万円以上の農家</p>
手続方法	申請書類、提出時期等については、10月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課（電話：69-0410）

制度名称	野菜等生産確保緊急支援対策事業
支援の内容	<p>台風 18 号により被害を受けたブランド京野菜および野菜・果樹について、追加施肥や追加防除に使用した肥料・農薬、播き直しに要した種苗代等の購入経費に対し助成します。</p> <p>【対象経費】 追加施肥や追加防除に使用した肥料・農薬、播き直しに要した種苗代等の購入経費。なお、ブランド京野菜品目は次の*1～*3を、その他の野菜は*1～*2を、果樹は*1を対象資材等とする。</p> <p>*1 防除用農薬 *2 草勢回復用肥料 *3 播き直し用種苗</p> <p>【支援の内容】 京都府の実施要領が定まり次第、改めてお知らせします。</p>
対象者	3戸以上の農業者が組織する団体等で市税等の滞納がない方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課（電話：69-0410）

制度名称	宇治茶生産確保緊急支援対策事業
支援の内容	<p>台風 18 号により被害を受けた茶樹について、追加施肥や追加防除に使用した肥料・農薬の購入経費に対し助成します。</p> <p>【対象経費】 生産回復のための追加施肥や追加防除に要した農薬費等の購入経費。(防除用農薬、樹勢回復用肥料)</p> <p>【支援の内容】 京都府の実施要領が定まり次第、改めてお知らせします。</p>
対象者	3 戸以上の農業者が組織する団体等で市税等の滞納がない方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課 (電話：69-0410)

制度名称	家畜飼料作物生産確保緊急支援対策事業
支援の内容	<p>台風 18 号により流出等した自給飼料について、発酵促進資材や粗飼料の購入経費に対し助成します。</p> <p>【対象経費】 自給飼料の品質低下を抑える発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費。</p> <p>【支援の内容】 事業費の 2 分の 1 または次の事業費限度額に受益面積を乗じた額の 2 分の 1 のいずれか低い額 (事業費限度額は、発酵促進資材 10a あたり 4,000 円、粗飼料 1 本あたり 1,500 円)</p>
対象者	<p>市内に住所を有する販売農家、または 3 戸以上の農業者が組織する団体等で市税等の滞納がない方</p> <p>※販売農家とは、経営面積が 30a 以上か農産物販売額が 50 万円以上の農家</p>
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課 (電話：69-0410)

制度名称	農業災害利子補給助成事業
支援の内容	<p>台風 18 号により被害を受けた農業者等が農林水産業経営の安定を図るために要する資金の借り入れに対し、貸付当初 5 年間の支払った利子を助成します。</p> <p>【対象経費】 農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初 5 年間の金利を負担します。</p> <p>【支援の内容】</p> <p>(1) 農業近代化資金 認定農業者、認定新規就農者等が農業協同組合から融資を受ける設備資金、農地復旧などの償還期間 15 年以内の資金利子について、当初 5 年間分を負担します。</p> <p>(2) 農林漁業セーフティネット資金 農林漁業を営む者等が(株)日本政策金融公庫から融資を受ける経営再建費などの償還期間 10 年以内の資金利子について、当初 5 年間分を負担します。</p>
対象者	市内に住所を有する農林漁業者、認定農業者、認定新規就農者等で市税等の滞納がない方
手続方法	申請書類、提出時期等については、10 月末に改めてお知らせします。
問い合わせ先	農政課（電話：69-0410）

制度名称	有害鳥獣防除施設復旧緊急支援事業
支援の内容	<p>有害鳥獣防除施設の被災に対して復旧のための経費を支援します。</p> <p>【支援の内容】 補助対象経費の 2/10</p> <p>【補助対象】 復旧に要する原材料・機械借上経費。ただし、事業費 10 千円以上 400 千円未満のものを補助対象とします。（燃料費、オペレーター代は除く）※被害の大きい野生鳥獣協議会管轄の有害鳥獣防除施設については、京都府の京都府鳥獣侵入防止施設災害復旧事業の対応を市で検討します。</p>
対象者	野生鳥獣対策協議会、自治会等
手続方法	手続きについては、対象者に市から連絡させていただきます。
問い合わせ先	農林整備課（電話：69-0430）

その他

制度・業務名称	床下等の消毒業務
支援の内容	床下浸水があった場合、希望に応じて床下に消毒液の散布を実施します。
対象者	台風 18 号により被災された方
手続方法	電話または窓口で、住所、氏名、対象家屋をお申し出ください。
問い合わせ先	峰山市民局（電話：69-0711）、大宮市民局（電話：69-0712） 網野市民局（電話：69-0713）、丹後市民局（電話：69-0714） 弥栄市民局（電話：69-0715）、久美浜市民局（電話：69-0716） 市民環境課（電話：69-0210）

制度名称	被災者の健康相談
支援の内容	被災された地域を対象に訪問や電話による健康相談を行います。
対象者	台風 18 号により被災された方
手続方法	健康推進課へご相談ください。
問い合わせ先	健康推進課（電話：69-0350）